

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	防衛装備移転三原則・運用指針の改正について － 5 類型の撤廃その他の改正内容及び改正後の制度の概観－
著者 / 所属	藤川 隆明 / 前外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	487 号
刊行日	2026-9-29
頁	125-139
URL	https://www.sangiin.go.jp/jpn/shiryo/chousa/rippou_chousa/backnumber/20260929.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

防衛装備移転三原則・運用指針の改正について

— 5 類型の撤廃その他の改正内容及び改正後の制度の概観 —

藤川 隆明

(前外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 防衛装備移転三原則及び運用指針の策定・改正の経緯
3. 2026年4月における防衛装備移転三原則及び運用指針の改正概要・論点
4. 改正後の防衛装備移転三原則及び運用指針

1. はじめに

2026年4月21日、防衛装備移転三原則及び防衛装備移転三原則の運用指針（以下「運用指針」という。）が改正された。今回の改正で、国産完成品の海外移転について、①救難、②輸送、③警戒、④監視及び⑤掃海（いわゆる5類型）に限定して認め得るとしていた制約が撤廃され、安全保障上のパートナー国に対しては、全ての国産完成品の海外移転を認め得ることとなった。また、殺傷・破壊能力のある自衛隊上の武器（弾薬を含む。以下同じ。）に該当する完成品の海外移転については、国家安全保障会議で海外移転を認め得ると判断した上でその旨を公表したときは、国会に通知をする制度が設けられるなど、2026年の改正は、我が国の防衛装備移転に新たな仕組みをもたらした。

本稿では、国会審議も踏まえながら、2026年4月の防衛装備移転三原則及び運用指針の主な改正事項や改正の背景、そして改正後の制度の全体像等について、2026年8月7日の情報を基にその概要を確認する。なお、文中の名称、肩書等はいずれも当時のものである。

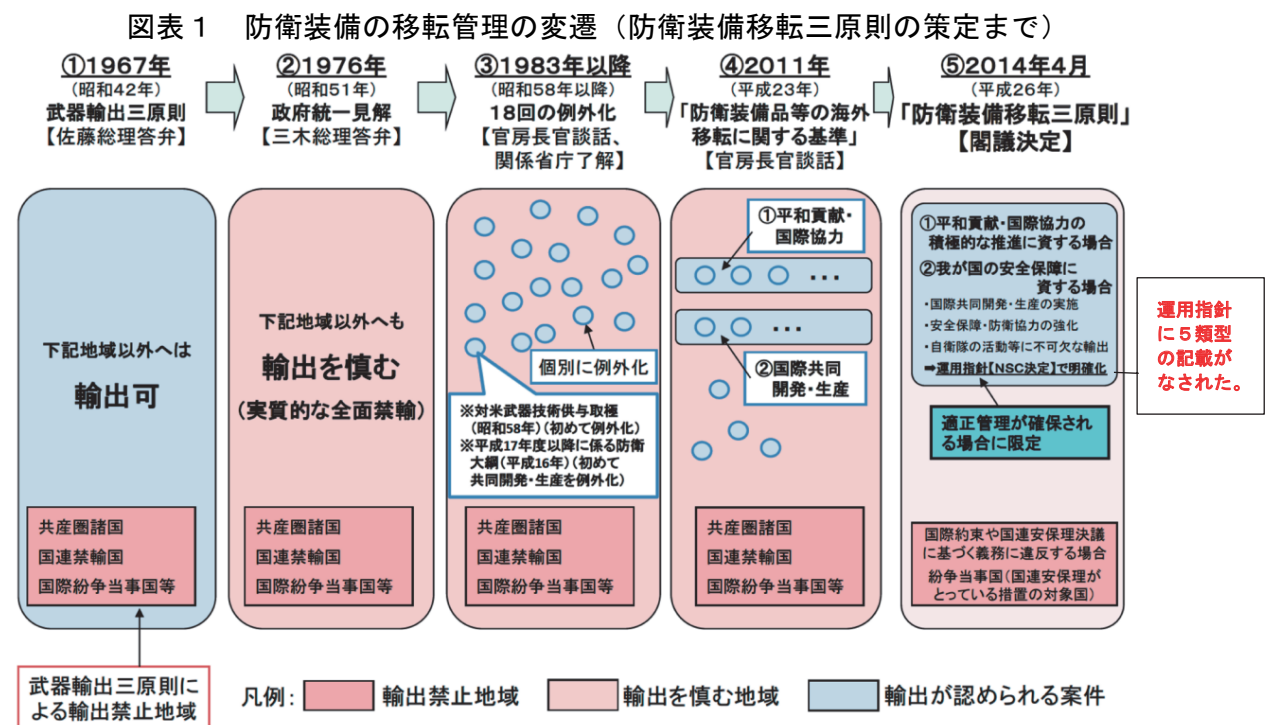
2. 防衛装備移転三原則及び運用指針の策定・改正の経緯

1967年に佐藤栄作内閣総理大臣が、国会の質疑の中で、日本で開発や製造された武器を輸出することの是非を問われた際に、「武器輸出三原則」を示した¹。これは、①共産圏諸国向けの場合、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国向けの場合、③国際紛

¹ 第55回国会衆議院決算委員会議録第5号10頁（1967. 4. 21）

争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合には武器輸出を認めないとするものである（図表 1 ①）。その後、1976年に三木武夫内閣総理大臣が、上記①②③以外の地域にも輸出は「慎む」との「武器輸出に関する政府統一見解」を示した²ことで、実質的な全面禁輸となった（図表 1 ②）。三木武夫内閣総理大臣の見解は、国会の質疑の中で、武器輸出三原則の対象地域以外の地域への武器輸出の扱いが不明確である点や武器の定義が不明確である点が指摘され、武器輸出の統一見解が求められたことから表明されたものである。

武器輸出三原則等³の下においては、防衛装備の海外移転は、実質的には輸出を認めないこととなっていた一方で、その時々事情に応じ、必要がある場合には例外化措置を講じ、個別の判断により海外移転を認めていた（図表 1 ③、④）。他方、我が国を取り巻く安全保障環境等に鑑みれば、例外化措置が増加していくことが予想され、新たな安全保障環境に適合する原則として、2014年に、当時の与党である自由民主党、公明党で議論を重ねた上で、武器輸出三原則に代わり防衛装備移転三原則及び運用指針が決定された（図表 1 ⑤）。この際、5 類型に関する防衛装備の海外移転の仕組みが設けられている。5 類型は、当時の国家安全保障戦略で、我が国が取るべき国家安全保障上の戦略的アプローチの一つとして「海洋安全保障の確保」が掲げられていたことも踏まえ、海外移転を認め得る防衛装備を、①救難、②輸送、③警戒、④監視及び⑤掃海の 5 つの類型に紐付けたものとされる⁴。



（出所）内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省資料「防衛装備移転三原則等について」に筆者加筆

² 第77回国会衆議院予算委員会議録第18号17頁（1976. 2. 27）。なお、当時の当該答弁のうち、武器に係る部分については、弾薬が含まれている（第213回国会参議院外交防衛委員会議録第19号7頁（2024. 6. 11）木原稔防衛大臣答弁）。

³ 「武器輸出三原則」と「武器輸出に関する政府統一見解」を総称して「武器輸出三原則等」と呼称されることが多い。

⁴ 第219回国会参議院外交防衛委員会議録第2号19頁（2025. 11. 20）小泉進次郎防衛大臣答弁

その後、2022年以降、現行の国家安全保障戦略の下で改正に向けた議論が進められ、2023年12月及び2024年3月に運用指針は改正されたが、5類型については維持された⁵。その上で、2025年10月の与党間（自由民主党と日本維新の会）の連立政権合意書に記された5類型の撤廃や、2026年3月の与党から政府に対しての運用指針の見直しについての提言を受け、政府が検討を加速し、2026年4月に防衛装備移転三原則及び運用指針が改正され、5類型は撤廃された（5類型の撤廃の理由は図表2を参照）。

図表2 5類型を撤廃する理由

- ・移転を認め得る防衛装備を特定の類型（「5類型」）や分野（海洋安全保障）に紐づける方式では、①当該類型・分野に該当するか否かの判断が難しいケースが生じ得る、②（①を背景に）関係国や関係企業が案件形成の取組に躊躇し、案件形成ができない、③（①・②を背景に）安全保障上重要な防衛装備移転を適時適切に実施できないといった課題がある。
- ・さらに、安全保障環境が厳しさを増す中、各国は、ロシアによるウクライナ侵略等を教訓に、「新しい戦い方」や長期戦への備えを急いでいる。「新しい戦い方」においては、AI、サイバー、宇宙などの新しい領域と陸海空といった伝統的な領域の兵器がミックスされ、また、極めて短いサイクルで装備や戦い方が変化していることから、装備を特定の類型・分野に当てはめることがこれまで以上に困難になっている。また、長期戦では、あらゆる種類の装備や弾薬などが大量に消費されるという現実が明らかとなり、特定の類型・分野に限られない、装備全般の重要性・ニーズが拡大している。
- ・このような中、我が国においても、防衛装備面を含め、同盟国・同志国とともに助け合うことが必要となっており、同盟国・同志国の抑止力・対処力及び国内外の生産・維持整備基盤の強化という観点から、防衛装備移転を推進する必要性が高まっている。
- ・このような認識の下、今回の改正に当たっては、移転を認め得る防衛装備を特定の類型・分野に紐づけるのではなく、全ての完成品を含む防衛装備の移転を原則として認め得ることとした。

（出所）政府資料「防衛装備移転三原則及び運用指針の改正について（基本的な考え方）」

3. 2026年4月における防衛装備移転三原則及び運用指針の改正概要・論点

今回の防衛装備移転三原則及び運用指針の改正の主要な点は、5類型を撤廃し、戦闘機、護衛艦、潜水艦等の全ての完成品の海外移転を原則可能にした上で、防衛装備品を自衛隊法上の武器とそれ以外の装備品に分類し、個別の案件ごとに厳格に審査し、海外移転後の適正管理が確保される場合に限り海外移転を認め得るとしたことである。特に、自衛隊法上の武器は、①海外移転先を「国際連合憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける国際約束」の締結国に限定するほか、「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」には原則として海外移転しないこととし、②個別案件を国家安全保障会議においてより一層厳格に審査するとともに、海外移転を認め得ると判断した上でその旨を公表したときは国会に通知し、モニタリング体制の強化等により海外移転後の適正な管理を確保することとされた。以下では、2026年4月の改正概要と関連する政府の主要な見解を、防衛装備移転三原則（（1））、運用指針（（2））の順に概観する。併せて、今回の改正も含めて、防衛装備移転三原則及び運用指針が改正される際には、憲法との関係が国会で議論されることがあるところ、当該論点における政府の見解を簡潔に整理する（（3））こととする。

⁵ 当時の改正内容等については、藤川隆明「防衛装備移転三原則及び運用指針の改正一次期戦闘機に係る改正までの経緯・改正内容・現行制度の概観一」『立法と調査』No. 466（2024. 4. 26）65～69頁を参照されたい。

（１）防衛装備移転三原則における改正概要（記載の変化）

ア 改正の背景、同盟国・同志国等の抑止力・対処力の強化

今回の改正の背景として、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している点が記載された。また、近年の厳しさを増す安全保障環境の下にあって、同盟国・同志国等のニーズに応じた防衛装備移転の推進を通じ、我が国との相互運用性の向上を伴う形で同盟国・同志国等の抑止力・対処力を強化することにより、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出することはますます重要性を増している旨、新たに規定された。政府は、防衛装備移転の推進を通じて同盟国、同志国の抑止力、対処力を向上させることにより、我が国の安全と地域及び国際社会の平和と安定の確保を図り、結果として、力による一方的な現状変更や我が国への侵攻の発生を抑止することにつながり、紛争発生未然防止という目的に通ずる旨見解を示している⁶。

また、より多くの同志国等が我が国と共通の装備品を運用することは、生産・維持整備基盤を共有し、様々な事態において相互に支援を行うことを可能とする旨、新たに規定された。政府は、同盟国、同志国と共通の装備品を保有し、生産、維持整備基盤を共有することで、地域の抑止力、対処力を強化し、平素から有事に至るまで相互に支援することが可能な環境を構築する旨説明している⁷。

イ 継戦能力の確保

継戦能力確保の重要性が増す中、防衛装備移転の推進により、共通の装備品を運用する同志国等を増やし、強固な防衛産業を保持し、拡大することは、有事に必要な継戦能力を支える生産能力を国内で確保する上でも大きな意義を有する旨、新たに規定された。政府によれば、一般に、継戦能力とは、有事の際、組織的な戦いを継続できる能力を意味する⁸。また、防衛産業の基盤が強固になることが、結果として、継戦能力を持つことになり⁹、安全保障環境が厳しさを増す中、力強い防衛産業の構築はこれまで以上に重要な課題で、防衛装備移転はそれに資する（ただし、経済目的のみで海外移転はせず、安全保障に資するという点が前提となる）¹⁰こととなる。

ウ 国会への通知制度の創設

自衛隊法上の武器に該当する完成品については、国家安全保障会議においてその海外移転を認め得ると判断した上でその旨を公表したときは、国会にこれを通知する旨、新たに規定された。防衛装備移転の透明性を高め、責任ある防衛装備移転の管理体制を構築するとともに、国家安全保障会議決定の内容について（国会の）理解に資するため、また、国会での議論に資するために、通知の制度が創設されている¹¹。

国会への通知とは、速やかに全ての国会議員に対して審議の結果概要を伝えるということであり、通知の内容は、具体的には、いかなる装備品をどの国に対し海外移転をし、

⁶ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第6号4頁（2026.5.12）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁷ 第221回国会参議院外交防衛委員会議録第7号15頁（2026.5.12）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁸ 第210回国会参議院外交防衛委員会議録第4号16～17頁（2022.11.8）浜田靖一防衛大臣答弁

⁹ 第221回国会参議院外交防衛委員会議録第9号4頁（2026.5.21）小泉進次郎防衛大臣答弁

¹⁰ 第221回国会参議院外交防衛委員会議録第5号13頁（2026.4.21）小泉進次郎防衛大臣答弁

¹¹ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第6号6頁（2026.5.12）小泉進次郎防衛大臣答弁

国家安全保障会議での厳格審査において、国連憲章の目的と原則に適合する方法で使用するを義務付ける国際約束の点を含めどのような検討を行ったか、海外移転の意義をどのように評価しているかが想定されている¹²。政府は、国会への通知を行う実績を着実に積み上げ、個別の案件を積み上げていく過程で課題や教訓が明らかになった場合には、しっかりと向き合い、検証していく旨説明している¹³。

また、防衛装備移転と国会の関係を巡っては、防衛装備移転の許可について、国会への通知ではなく、国会の事前承認を必要とする制度設計とすべきではないか等が国会で議論されている。政府は、防衛装備移転の許可は外為法の運用によって行われるもので、同法の運用は行政権の作用に含まれるところ、法律にのっとり、国家安全保障会議における厳格審査を経て、政府がその主体となって行っていくことが適切だと考える旨説明した¹⁴。小泉進次郎防衛大臣は、国会での丁寧な説明は必要だとした上で、国会への通知制度について、国会での議論に資する材料を提供できることも含めて、国民に広く理解が進むように、丁寧に対応していきたい旨見解を示した¹⁵。

そして、政府によれば、主要国の装備移転制度において、議会の承認を求めるものは確認できず、議会の関与を求める制度としては、輸出許可の前又は後に通知を受ける例があるにとどまるとされる（図表 3）。その上で、諸外国の制度は各国の背景、状況等を踏まえて検討されており、一概に比較、評価することは困難であるとの認識も示されている¹⁶。

図表 3 主要国の装備移転制度における議会の関与

米	事前通知	▶ 一定金額以上の場合には、上院・下院の委員会に輸出許可の前に通知。 ▶ 議会が輸出禁止の共同決議を採択した場合には、輸出許可を発行することができない。ただし、共同決議が採択されたことはない（米議会HP）。 ▶ 米国の安全保障上、直ちに許可の発行が必要な緊急事態である旨の説明があれば、上記手続は免除。
独	事後通知	一定の場合には、輸出許可を決定した案件を議会に通知。これ以外の場合は議会の事前・事後の関与はなし。
蘭	事後通知	一定金額以上の場合には、輸出許可を決定した案件を議会に通知。これ以外の場合は議会の事前・事後の関与はなし。
伊	—	通常の移転については議会の事前・事後の関与はなし。ただし、原則禁止とされている国連憲章第 5 1 条の原則に反する武力紛争中の国への輸出については、議会の意見を聴取して閣議決定する必要。
英	—	議会による事前・事後の関与はなし。
仏	—	議会による事前・事後の関与はなし。
加	—	議会による事前・事後の関与はなし。
韓	—	議会による事前・事後の関与はなし。

※年次報告書については韓以外は議会に提出

（出所）政府資料「防衛装備移転三原則・運用指針の見直し（見直しのポイント）」

¹² 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第 6 号 6 ～ 7 頁（2026. 5. 12）小泉進次郎防衛大臣答弁

¹³ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第 6 号 9 頁（2026. 5. 12）尾崎正直内閣官房副長官答弁

¹⁴ 第221回国会衆議院予算委員会議録第 2 号 28 頁（2026. 2. 27）高市早苗内閣総理大臣答弁、第221回国会衆議院安全保障委員会議録第 6 号 8 頁（2026. 5. 12）小泉進次郎防衛大臣答弁

¹⁵ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第 6 号 9 頁（2026. 5. 12）

¹⁶ 第221回国会参議院予算委員会議録第12号 7 頁（2026. 4. 27）高市早苗内閣総理大臣答弁

（２）防衛装備移転三原則の運用指針における改正概要（記載の変化）

ア ５類型の撤廃

運用指針には、「防衛装備の海外移転を認め得る案件」が規定されており、「我が国の安全保障に資する海外移転」というカテゴリーが存在する。５類型については、当該カテゴリー（のうち、米国を始め我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転のカテゴリー）に記載されていた。改正前は海外移転を認め得る案件として、①救難、②輸送、③警戒、④監視及び⑤掃海の５類型が規定されていたが、今回の改正で、運用指針における海外移転を認め得る「我が国の安全保障に資する海外移転」の記述が大きく変わり、５類型が撤廃され、国産完成品について、全ての完成品の海外移転を原則可能とする記述となっている。その上で、海外移転を認め得る完成品について、自衛隊法上の武器かどうか（自衛隊法上の武器は、殺傷又は破壊を目的とするものであるから、実質的には殺傷・破壊能力の有無）に応じて、移転先が限定されている。具体的には、自衛隊法上の武器の海外移転先を、国際連合憲章の目的と原則に適合する方法で使用することを義務付ける国際約束を我が国と締結している国に限定し、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への海外移転は原則として認めていない（ただし、我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合に限り海外移転を認め得ることとなっている）。一方で、自衛隊法上の武器に当たらないものは、海外移転先に制約が設けられていない。

イ 審査項目の拡充

従来から、防衛装備移転三原則及び運用指針においては、個別案件の輸出許可に当たっては、「仕向先及び最終需要者の適切性」及び「当該防衛装備の海外移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度」の２つの視点を複合的に考慮して、海外移転の可否が厳格に審査されていた。今回の改正では、この２つの視点は維持した上で、自衛隊法上の武器に該当する完成品に係る防衛装備の海外移転について、より慎重かつ総合的な審査を行うよう、審査項目が従来に比べ拡充された。具体的な項目として、周辺国との関係を含む仕向国・地域の安全保障環境、輸出管理体制、我が国の防衛力整備や自衛隊の運用に与える影響を含む我が国の安全保障環境への影響が追加された¹⁷。

ウ モニタリング体制の強化

国際社会への影響に留意した責任ある管理の枠組みを整備するという観点から海外移転後の自衛隊法上の武器の管理状況のモニタリング体制が強化される。モニタリングの内容は、詳細について今後更に検討が進む部分もあるものの、自衛隊法上の武器の海外移転先における管理状況、保全措置、紛失した場合の対応要領等を確認するというものであり、当該武器の使用が我が国と国際約束を交わしたとおりに実施されているかとい

¹⁷ 審査項目の追加で、自衛隊法上の武器の海外移転の可否は、これまでより一層厳格に審査されていくとも考えられる。なお、運用指針は、審査の考慮事項について「等を考慮して」と記載し、審査項目を列挙した後にセービングクローズとして「等」を用いている。この手法による以上、運用指針に規定される審査項目は限定列举とはならない。「等」に含まれる審査項目は、現時点では不明確であるが、運用指針に規定のある審査項目以外にも、何らかの審査項目があるのであれば、それは審査がより厳格になるとも考え得る。

うことも対象に入る¹⁸。モニタリングの手法について、政府は、書面による確認のほか、必要な場合には在外公館と連携しつつ、関係省庁から現地に職員を派遣して確認を行うことを想定している¹⁹。なお、今後のモニタリング結果の活用方法や、その対外説明の在り方は、個別の案件を積み重ねていく過程において検討される²⁰。

一方で、自衛隊法上の武器に該当する完成品に係る防衛装備の海外移転に関する審査項目について、上記のように相手国の輸出管理体制等が追加され、過去に海外移転された防衛装備の管理の実績等も踏まえて国家安全保障会議が判断を行うこととなるが、その際、モニタリングで得られた情報を活用することは当然に想定されると説明されている²¹。

エ その他

国際取引の慣行にも鑑み、自衛隊法上の武器に該当しない完成品のうち技術的機微性の低いもの、案件調整段階の技術の海外移転等については適正管理を合理化した。また、外国政府や外国企業との調整段階における試作・試験用部品の海外移転であって、相手国への貢献が相当程度小さい場合については審査手続を合理化した。さらに、防衛装備に係る対外直接投資（M&A、出資等）については、武器輸出三原則の精神にのっとり、「厳に抑制する」とされてきたが、「防衛装備移転三原則の趣旨を踏まえた運用を行う」旨、運用指針に明記された。

（３）憲法と防衛装備移転三原則及び運用指針の関係に関する論点

ア 最近の国会審議にみる主な政府の見解

政府は、防衛装備移転三原則及び運用指針は、憲法前文、憲法第 9 条により規律されないと考えている²²。その理由として、憲法の前文は、それ自体が具体的な法規範性を有するものではなく、政府の個々具体的な行動を規律する規範ではない²³ことや、憲法第 9 条は、我が国自体の戦争の放棄あるいは戦力の不保持等について定めるもので、防衛装備の移転についてはその規律の対象ではない²⁴ことが挙げられている。ただし、我が国が行う防衛装備の移転は、憲法前文において宣明された平和主義の精神にのっとりたものでなければならないとされる²⁵。政府は、国際紛争を助長するようなこと、あるいは国際法に違反するような侵略等の行為に使われることを承知の上で、武器を輸出することは、平和的生存権を保障すると述べている憲法の精神に反する旨見解を示す²⁶。一方で、我が

¹⁸ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号17頁（2026.5.12）中間秀彦内閣官房内閣審議官答弁

¹⁹ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号17頁（2026.5.12）中間秀彦内閣官房内閣審議官答弁

²⁰ 第221回国会参議院内閣委員会、法務委員会、外交防衛委員会連合審査会会議録第1号19頁（2026.5.21）木原稔内閣官房長官答弁

²¹ 第221回国会参議院内閣委員会、法務委員会、外交防衛委員会連合審査会会議録第1号19頁（2026.5.21）木原稔内閣官房長官答弁

²² 第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号4頁（2024.3.26）坂本大祐防衛装備庁装備政策部長答弁

²³ 第212回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号10頁（2023.11.30）近藤正春内閣法制局長官答弁

²⁴ 第221回国会参議院決算委員会会議録第3号12頁（2026.5.18）佐藤則夫内閣法制局第一部長答弁、第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号26頁（2024.3.22）木村陽一内閣法制局第一部長答弁

²⁵ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号6頁（2026.4.21）小泉進次郎防衛大臣答弁

²⁶ 第193回国会参議院外交防衛委員会会議録第20号7頁（2017.5.23）横畠裕介内閣法制局長官答弁

国憲法は他国の行為に適用されるものではなく、例えば、他国が国際法に違反する侵略を受け、国連憲章で認められている自衛権の行使等を行う際に我が国から移転した防衛装備を用いることは、我が国憲法の平和主義の精神に何ら反するものではない旨の見解が示されたことがある²⁷。

イ 今回の防衛装備移転三原則及び運用指針の改正に関する政府の見解

政府は、今回の改正においても、日本国憲法の精神に立ち、国連憲章を遵守するとの平和国家の基本理念と、これまでの平和国家としての歩みを堅持するという姿勢は変わらない旨、我が国が行う防衛装備の移転は、憲法前文において宣明された平和主義の精神にのっとったものでなければならない旨見解を示している²⁸。

また、防衛装備移転三原則は、個別の案件ごとに厳格審査を行い、かつ移転後の適正管理を確保することで、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を担保しているものであり、憲法の平和主義の精神にのっとったものであると考えており、それは今回の改正後も変わらず²⁹、自衛隊法上の武器に該当する完成品の移転も、防衛装備移転三原則に従って行うものであり、防衛装備移転三原則に従った防衛装備の海外移転は憲法の平和主義の精神にのっとったもので、国際紛争を助長することはない旨の従来の政府の立場と矛盾するものではない旨説明している³⁰。

4. 改正後の防衛装備移転三原則及び運用指針

(1) 前提の確認

以下では、いくつかの前提を確認した後、今回の改正後の防衛装備移転三原則及び運用指針の全体像を確認する。

まず、今回の改正でも防衛装備の定義は変わらず、防衛装備移転三原則における「防衛装備」の「武器」と、自衛隊法上の「武器」は、引き続き定義が異なる³¹。

図表4 2つの「武器」

※防衛装備移転三原則の「防衛装備」＝「武器」及び「武器技術」

「武器」：輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの

「武器技術」：武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう

⇒自衛隊法上の「武器」とは、火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等をいう（なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段としての物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものを含み、部品を除く。）

（出所）筆者作成

²⁷ 第213回国会参議院本会議録第13号19頁（2024. 4. 19）岸田文雄内閣総理大臣答弁

²⁸ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号6頁（2026. 4. 21）小泉進次郎防衛大臣答弁

²⁹ 政府は、自衛隊法上の武器を海外移転しても国際紛争を助長しない理由として、この部分の答弁を挙げたことがある（防衛装備移転三原則及び運用指針の改正と憲法の平和主義に関する質問に対する答弁書（内閣参質221第109号、2026. 8. 4））。

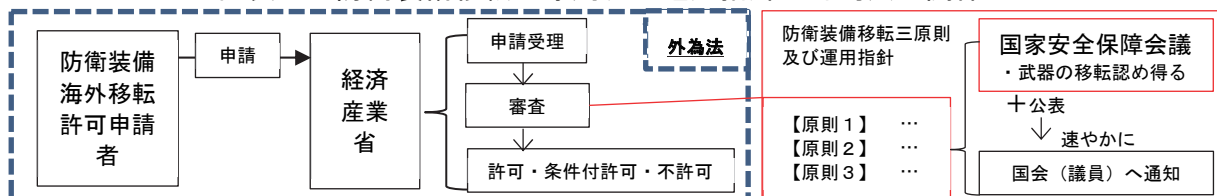
³⁰ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号15頁（2026. 4. 21）小泉進次郎防衛大臣答弁

³¹ 政府は、防衛装備移転三原則等では自衛隊法と異なる武器の定義が使われているが、武器の具体的な内容は、それが規定されている規範の趣旨、目的に照らして定められるものであり、両者を単純に比較することは適当でない旨説明している（第213回国会参議院本会議録第16号3頁（2024. 5. 8）木原稔防衛大臣答弁）。

次に、武器輸出における防衛装備移転三原則及び運用指針の位置付けを確認する。

防衛装備移転三原則及び運用指針は、法律である外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）の運用基準及びその指針を定めたものである。そもそも、武器及び武器技術である防衛装備の海外移転の管理は、外為法の制度の中で運用される。そして、輸出に係る規制の対象に該当する場合には事前に経済産業大臣の許可を受ける必要がある。ただし、防衛装備の海外移転の許可の場合、まず、防衛装備移転三原則及び運用指針にのっとり、経済産業大臣も出席する国家安全保障会議において、政府として実質的な判断を行い、その上で、当該判断を踏まえて、外為法に基づき、経済産業大臣において、輸出許可を行う流れになっている。そして、政府は、海外移転の可否に関する政府の判断は、経済産業大臣も出席する国家安全保障会議において、実質的に終了している旨説明している³²。

図表 5 防衛装備移転三原則及び運用指針と外為法の関係



（注）外為法上の許可と防衛装備移転三原則における国会（議員）への通知の前後関係は一概には決まらない。

（出所）筆者作成

なお、今回の改正で、自衛隊法上の武器の海外移転について、国家安全保障会議において審議し、海外移転を認め得ると判断し、これを公表した場合には、速やかに全ての国会議員に対して通知をすることとなる（3（1）ウ）。一方、外為法に基づく経済産業大臣の輸出許可は、国家安全保障会議での決定以降に行われる。国会（議員）に対する通知と、経済産業大臣の輸出許可の時期の前後関係が論点となり得るが、政府は、外為法による輸出許可に要する時間にもよるところ、両者の前後関係は一概に述べられない（ものの、結果として輸出許可の前に国会へ通知が行われることはある）旨説明した³³。

加えて、海外移転の許可に係る国家安全保障会議の判断を国会に通知した後、国会審議が行われた場合に、審議の内容次第では、国家安全保障会議における再審議の対象となるのか、国家安全保障会議の判断が変わる可能性はあるのかについても論点となり得る。この点は、防衛装備移転の可否に関する政府の判断は、変更があり得ることを前提として判断を行うことは想定されない旨答弁されるにとどまっている³⁴。

（2）改正後の防衛装備移転三原則及び運用指針（制度全体の概観）

以上も踏まえ、3つの原則のおおよその関係を示せば、図表6のとおりとなる。

³² 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第6号8頁（2026.5.12）尾崎正直内閣官房副長官答弁

³³ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第6号7頁（2026.5.12）尾崎正直内閣官房副長官答弁

³⁴ 第221回国会衆議院安全保障委員会議録第6号8～9頁（2026.5.12）小泉進次郎防衛大臣答弁。当該答弁に対しては、変わり得ることを前提として輸出可否の判断を行わないという点は認めつつ、一度可否判断を行った後に当該判断を見直す余地はあるのかという点が追加で問われたが、小泉進次郎防衛大臣は「国会での丁寧な説明が必要だ、そういった思いについては全く同感です。」と述べるにとどまる。

図表6 防衛装備移転における三つの原則等

【原則1】移転を禁止する場合を明確化し、次に掲げる場合は防衛装備の海外移転を認めない ①我が国が締結した条約³⁵その他の国際約束に基づく義務に違反する場合 ②国連安保理の決議³⁶に基づく義務に違反する場合 ③紛争当事国³⁷への移転となる場合
【原則2】移転を認め得る場合を次の場合に限定し、透明性を確保しつつ、厳格審査し、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、輸出審査時点において利用可能な情報に基づいて、総合的に判断 ※安全保障の観点から、特に慎重な検討を要する重要な案件は、国家安全保障会議で審議 自衛隊法上の武器（弾薬を含む。以下同じ。）に該当する完成品は、国家安全保障会議で移転を認め得ると判断した上でその旨を公表したときは、速やかに国会にこれを通知 国家安全保障会議で審議された案件は、政府として情報の公開を図る 移転を認め得る場合の限定（①～④） ①平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合 ②我が国の安全保障に資する場合 1）我が国との間で安全保障面での協力関係がある諸国との安全保障・防衛協力の強化に資する海外移転（①自衛隊法上の武器に該当しない完成品に係る防衛装備、②自衛隊法上の武器に該当する完成品に係る防衛装備、③部品に係る防衛装備、④修理等の役務の提供、⑤法律に基づく自衛隊による物品又は役務の提供に含まれる防衛装備が該当） 2）自衛隊等（自衛隊を含む政府機関）の活動や邦人の安全確保のために必要な海外移転（自衛隊等の活動に係る装備品の一時的な輸出等） ③国際法に違反する侵略や武力の行使又は武力による威嚇を受けている国に防衛装備（自衛隊法上の武器及びその技術情報を除く。）を移転する場合 ④我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合（誤送品の返送等） 厳格審査（①及び②の視点を複合的に考慮） ①仕向先及び最終需要者の適切性 ＋特に、自衛隊法上の武器に該当する完成品に係る防衛装備の海外移転は、慎重に検討 ②当該防衛装備移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度 ＋特に、自衛隊法上の武器に該当する完成品に係る防衛装備の海外移転は、慎重に検討 自衛隊法上の武器： ・移転先を国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束の締結国に限定³⁸ ・「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」へは原則不可とし、 「我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合」は例外的に可³⁹ 【原則3】原則2を満たす場合でも、防衛装備の移転は目的外使用及び第三国移転について適正管理が確保される場合に限定し、原則として（※）、目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付ける （※）平和貢献・国際協力の積極的な推進のため適切と判断される場合等では、仕向先の管理体制の確認をもって管理を行うことも可能とする。 * 移転後の自衛隊法上の武器の管理状況はモニタリング体制を強化 防衛装備の海外移転の許可の状況につき、年次報告書を作成し、国家安全保障会議において報告、公表 （出所）筆者作成

³⁵ 化学兵器禁止条約、クラスター弾に関する条約、対人地雷禁止条約、武器貿易条約等が該当する。

³⁶ 安保理決議第1718号（北朝鮮の核問題）、同第1929号（イランの核問題）等、特定の対象国への武器等の移転を防止することを決定する安保理決議等のこと。移転が禁止される防衛装備の範囲はその決議に従う。

³⁷ 紛争当事国とは、武力攻撃が発生し、国際的平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理が国連憲章第7章に基づきとっている措置の対象国である。政府は、紛争当事国として「朝鮮戦争における北朝鮮」や「湾岸戦争におけるイラク」を挙げるが、現時点では基本的に存在しないとする。

³⁸ 国際共同開発・生産に係る防衛装備のパートナー国への移転又はライセンス生産品に係る防衛装備のライセンス元国からの要請に基づく提供（ライセンス元国からの更なる提供を含む。）以外の海外移転の場合。

³⁹ 国際共同開発・生産に係る防衛装備のパートナー国への移転及びライセンス生産品に係る防衛装備のライセンス元国からの要請に基づく提供（ライセンス元国からの更なる提供を含まない。）を除く。ただし、G C A Pの完成品は武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への移転を認めない。

まず、【原則１】として、海外移転を禁止する場合（①②③）に該当する案件であれば、防衛装備の海外移転は認められない。

次に、【原則１】に該当しない場合は、【原則２】の「移転を認め得る場合」（赤字）に該当するののかについて、透明性を確保しつつ、厳格審査が行われる。当該審査は、「①仕向先及び最終需要者の適切性」、「②当該防衛装備移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度」という２つの視点を複合的に考慮し、厳格に行われ、特に、自衛隊法上の武器に該当する完成品に係る防衛装備の海外移転は慎重に行われる。

【原則２】を満たす海外移転は、【原則３】の適正管理が確保される場合に限られる。「適正管理」の「確保」とは、原則として「目的外使用」及び「第三国移転」について、我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることである（我が国は、各国との間で国際約束を交わしている）。一方で、例外として、以下の場合においては、政府間の合意ではなく、「仕向先の管理体制の確認」をもって適正な管理を確保することも可能とされる。

図表７ 例外として政府間の合意ではなく「仕向先の管理体制の確認」をもって適正な管理を確保することが可能な場合（運用指針３）

- | |
|--|
| ①平和貢献・国際協力の積極的推進のため適切と判断される場合として、次のいずれかに該当する場合
ア 緊急性・人道性が高い場合
イ 移転先が国際連合若しくはその関連機関又は国連決議に基づいて活動を行う機関である場合
ウ 国際入札の参加に必要な技術情報又は試験品の提供を行う場合
エ 金額が少額かつ数が少量で、安全保障上の懸念が小さいと考えられる場合
②自衛隊法上の武器に該当しない完成品（技術的機微性が低い場合に限る。ただし、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国へ移転する場合を除く。）
③部品等を融通し合う国際的なシステムに参加する場合
④移転先国以外の国の輸出管理制度の下で適切に管理されている完成品に係る部品等を移転する場合
⑤部品等をライセンス元に納入又は輸入元に移転する場合
⑥他国政府又は他国企業が主導する装備品等のサプライチェーンに参画するために部品等を納入する場合
⑦我が国から移転する部品及び技術の、相手国への貢献が相当程度小さいと判断できる場合
⑧自衛隊等の活動又は邦人の安全確保に必要な海外移転である場合
⑨誤送品の返送、返送を前提とする見本品の輸出、貨物の仮陸揚げ、外国政府や外国企業との調整段階における技術情報の提供等の我が国の安全保障上の観点から影響が極めて小さいと判断される場合 |
|--|

（出所）運用指針を基に筆者作成

ただし、この場合であっても、技術的機微性が高い場合等については、原則として相手国政府に義務付ける。

なお、【原則３】にいう「仕向先の管理体制の確認」とは具体的には、移転者経由で仕向先（ただし、図表７の③～⑦の場合において、移転する部品又は技術が、一次移転先の所在国の下で適切に管理されると評価できる場合には、当該一次移転先までをもって仕向先とすることも可能。）から最終用途誓約書（エンド・ユース認証）の提出を求めるとともに、内部管理体制や、移転先国政府の貿易管理体制等が国際レジームを遵守しているか否かについて、書面により確認することをいい、場合によっては、相手国政府から口上書等の公文書を取り付けることによって確認することもある。なお、我が国から防衛装備が移転された移転先が我が国の事前同意に基づき第三国移転するに当たっては、当該移転先又はその政府による当該第三国移転先に対する適正な管理の確認をもって我が国として適正な管

理を確保することも可能とする。

(3)【原則2】に関する補足

ア 防衛装備の海外移転を認め得る案件の補足

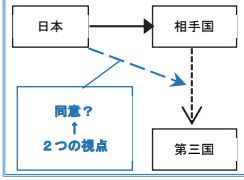
自衛隊法上の武器に該当する完成品に係る防衛装備の海外移転は、我が国から海外移転された防衛装備を国際連合憲章の目的と原則に適合する方法を使用することを義務付ける国際約束を我が国と移転先の国との間で締結している場合に限ることとなるが、国際共同開発・生産に係る防衛装備をパートナー国に海外移転する場合又はライセンス生産品に係る防衛装備をライセンス元国からの要請に基づき提供する場合（ライセンス元国からの更なる提供を含む⁴⁰。）はこの限りではない。

イ 厳格審査に関する補足

(ア) 厳格審査を行う際の2つの視点

厳格審査をする際には、2つの視点（図表6の青字①②）を複合的に考慮することとなるが、2つの視点の詳細な内容は運用指針に規定されている（図表8）。また、我が国から移転した防衛装備の「目的外使用」及び「第三国移転」に係る事前同意に当たっても、事前同意を与える相手国にとっての安全保障上の意義等を考慮しつつ、2つの視点を複合的に考慮して、事前同意の可否を厳格に審査するものとされている。

図表8 厳格審査を行う際の2つの視点

2つの視点	2つの視点の具体的内容	留意点
①仕向先及び最終需要者の適切性	仕向先の適切性 平和貢献・国際協力の観点や我が国の安全保障の観点から積極的な意義があるかなど、仕向国・地域が国際的な平和及び安全並びに我が国の安全保障にどのような影響を与えているか等を踏まえて検討する。 最終需要者の適切性 最終需要者による防衛装備の使用状況及び適正管理の確実性等を考慮して検討する。	特に、自衛隊法上の武器に該当する完成品に係る防衛装備の海外移転については、仕向国・地域において武力紛争の一環として現に戦闘が行われているか否かを含めた国際的な平和及び安全への影響、仕向国・地域と我が国の安全保障上の関係、周辺国との関係を含む仕向国・地域の安全保障環境、輸出管理体制等を考慮して、慎重に検討する。 特に、自衛隊法上の武器に該当する完成品に係る防衛装備の海外移転については、我が国の防衛力整備や自衛隊の運用に与える影響を含む我が国の安全保障環境への影響等を考慮して、慎重に検討する。
②当該防衛装備の海外移転が我が国の安全保障上及ぼす懸念の程度	移転される防衛装備の性質、技術的機微性、用途（目的）、数量、形態（完成品又は部品か、貨物又は技術かを含む。）並びに目的外使用及び第三国移転の可能性等を考慮して検討する。	目的外使用及び第三国移転に係る事前同意に当たっては、事前同意を与える相手国にとっての安全保障上の意義等を考慮しつつ、左記の「2つの視点」を複合的に考慮して、事前同意の可否を厳格に審査する。 （例） 

（出所）筆者作成

⁴⁰ なお、ライセンス生産品のライセンス元国以外の国への海外移転については、ライセンス元国からの要請があれば、ライセンスバックの一環として我が国から第三国に海外移転することは可能であり、この場合、海外移転先を我が国との防衛装備品・技術移転協定の締結国であることは海外移転を認め得る場合の要件とはなっていない（第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号12頁（2026. 6. 2）小泉進次郎防衛大臣答弁）。

なお、運用指針は、最終的な移転を認めるか否かについては、国際輸出管理レジームのガイドラインも踏まえ、移転時点において利用可能な情報に基づいて、上記の要素を含む視点から総合的に判断するとしている。

（イ）自衛隊法上の武器に該当する装備品に関する補足（（ア）以外）

（ア）のとおり厳格審査が行われるが、特に、自衛隊法上の武器に該当する完成品に係る防衛装備の海外移転については、「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」への移転は原則として認めないこととされ、「我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合」に限り例外的に認めることとしている。ライセンス生産品に係る防衛装備のライセンス元国からの要請に基づいてライセンス元国以外の第三国に移転する場合も同様である。ただし、国際共同開発・生産に係る防衛装備をパートナー国に移転する場合、ライセンス生産品に係る防衛装備をライセンス元国からの要請に基づき提供する場合は除かれる。また、グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）⁴¹の完成品については、武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国への移転を認めないこととされる。

政府は、「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」に該当するかは、地理的にみて移転先の領域内において武力紛争の一環として現に戦闘が行われているか否かを判断する旨説明し⁴²、どのような状況がこれに該当するかは、個別具体的に判断するため、具体的な案件から離れて一概に答弁することは困難である旨説明した⁴³。

また、どのような状況が「我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合」に該当するかについて、（ライセンス元国からの要請に基づいてライセンス元国以外の第三国に移転する場合における議論の中ではあるが、）政府は、個別具体的に判断されることになるため、一概に述べられない旨説明している⁴⁴が、例えば、我が国が安全保障に関わるような地域において、我が国の安全保障上の必要性に対応するとの観点から、同志国等が我が国の装備品を必要としているようなケースが想定されるとしている⁴⁵。

（４）【原則３】の適正管理に係る国際約束に関する補足

防衛装備の海外移転に際しては、国連憲章に反する行為に使用されることがないように、国際約束により、国連憲章の目的、原則等に適合した使用を相手国政府に義務付けるとと

⁴¹ グローバル戦闘航空プログラム（G C A P）とは、日本、英国及びイタリアの３か国で2035年までに次世代戦闘機を共同開発する事業のことで、2022年に決定、公表された。G C A Pは、Global Combat Air Programmeの略称である。2026年７月には、カナダがG C A Pにオブザーバー参加することが発表された（防衛省ウェブサイト〈https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/2026/20260721_gbr_ita_can-j.html〉（2026. 8. 7最終アクセス、以下URLの最終アクセスの日付はいずれも同日））。

⁴² 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号16頁（2026. 5. 12）中間秀彦内閣官房内閣審議官答弁、第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第11号5頁（2026. 6. 2）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁴³ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号16頁（2026. 5. 12）中間秀彦内閣官房内閣審議官答弁

⁴⁴ 第221回国会衆議院予算委員会会議録第5号13頁（2026. 3. 4）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁴⁵ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号29頁（2026. 4. 14）中間秀彦内閣官房内閣審議官答弁。より具体的な例として、「同盟国であり日本を守る義務を負っているアメリカが武力紛争の一環として現に戦闘が行われている国となった場合に、インド太平洋地域におけるアメリカ軍の体制を維持するため、アメリカ以外の国がライセンス元となる装備品を必要とするようなケース」が挙げられたことがある（第221回国会衆議院予算委員会会議録第5号13頁（2026. 3. 4）小泉進次郎防衛大臣答弁）。

もに、原則として目的外使用及び第三国移転について我が国の事前同意を相手国政府に義務付けることとされる⁴⁶。国際約束とは、主に防衛装備品・技術移転協定であり、同協定は、我が国から海外移転した防衛装備品の適正な使用及び管理を相手国に国際法上の義務として課すものであり、その中で目的外使用及び第三国移転について規定をしている。具体的には、目的外使用について、防衛装備を国連憲章の目的及び原則等に適合する方法で効果的に使用するものとし、他の目的のため転用してはならないことや、第三国移転については、防衛装備を日本政府の事前同意を得ずに海外移転してはならないことを相手国政府に義務付けている⁴⁷。現状、我が国は、以下の国と防衛装備品・技術移転協定等を締結している⁴⁸。

図表 9 防衛装備品・技術移転協定等を締結している国

①米国（2006年6月）、②英国（2013年7月）、③豪州（2014年12月）、④インド（2016年3月）、⑤フィリピン（2016年4月）、⑥フランス（2016年12月）、⑦ドイツ（2017年7月）、⑧マレーシア（2018年4月）、⑨イタリア（2019年4月）、⑩インドネシア（2021年3月）、⑪ベトナム（2021年9月）、⑫タイ（2022年5月）、⑬スウェーデン（2022年12月）、⑭シンガポール（2023年6月）、⑮アラブ首長国連邦（2024年1月）、⑯モンゴル（2025年1月）、⑰バングラデシュ（2026年2月）、⑱カナダ（2026年6月）

（注1）2026年7月13日現在。（）内は、発効した月

（注2）米国は対米武器・武器技術供与取極

（出所）筆者作成

ア 国際約束にも関わらず武器が侵略など国連憲章に反する行為で用いられる場合

政府は、我が国から海外移転された武器が他国への侵略など国連憲章に反する行為に使用されることがないように、国際約束で義務を付しているので、移転先国が、我が国の事前同意を得ずに、海外移転した防衛装備品について目的外使用を行うような事態は想定されないとした上で、万が一、例えば他国への侵略に使用されていることが確認される場合には、我が国として、当該防衛装備品の使用停止を求め、相手国に対し是正を強く要求し、さらに、維持整備に必要な部品等の差止め等を含め、個々の事例に応じて厳正に対処する旨説明した⁴⁹。以上の措置は、運用指針自体には書いていないが、国会で答弁していることが非常に重いことだという認識を小泉進次郎防衛大臣が示している⁵⁰。

イ 武器が国連憲章の目的及び原則等に適合する方法で用いられる場合

政府は、自衛隊法上の武器の海外移転について、国際連合憲章の目的及び原則等に適合した使用を相手国政府に義務付ける旨説明するが、「国連憲章第2条4において、国際関係における武力の行使等を禁止しているが、その例外として、国連憲章第51条に基づく自衛権行使に当たる場合等における武力の行使が認められている。」と補足している⁵¹。

⁴⁶ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号6頁（2026.4.21）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁴⁷ 第213回国会参議院予算委員会会議録第9号16頁（2024.3.13）木原稔防衛大臣答弁。なお、当該答弁のとおり、防衛装備品・技術移転協定の条文において、事前同意は、第三国移転に課されている。

⁴⁸ なお、政府は、防衛装備品・技術移転協定の締結について国会の承認は不要と考えている。協定自体によって我が国に特定の防衛装備品の移転を義務付けるものではなく、国会で審議、可決された外為法等の国内法令や予算の範囲内で義務が実施されるからである旨説明がされたことがある（第213回国会参議院外交防衛委員会会議録第6号4～5頁（2024.3.26）上川陽子外務大臣答弁）。

⁴⁹ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号6頁（2026.4.21）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁵⁰ 第221回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号6頁（2026.4.21）小泉進次郎防衛大臣答弁

⁵¹ 政府資料「防衛装備移転三原則・運用指針の見直し（見直しのポイント）」〈<https://www.cas.go.jp/jp/gai>

（５）国家安全保障会議での審議及び年次報告書に関する補足

防衛装備の海外移転に関し、特に慎重な検討を要する場合は、国家安全保障会議で審議が行われる。特に慎重な検討を要する場合は、運用指針に定められており、移転を認める条件の適用について特に慎重な検討を要するときと、防衛装備の海外移転又は第三国移転等に係る事前同意に当たって、仕向先等の適切性、安全保障上の懸念の程度等について特に慎重な検討を要するときである。なお、防衛装備の海外移転に関する基本的な方針を検討するとき、同様の類型について過去に自衛隊法上の武器の海外移転又は第三国移転等に係る事前同意を判断した実績がないとき、防衛装備の海外移転の状況について報告を行うときについても国家安全保障会議での審議を行うこととされている。一方で、国家安全保障会議幹事会（局長級）で審議する場合についても運用指針に定められている。例えば、自衛隊法上の武器の海外移転又は第三国移転等に係る事前同意を認め得るとの判断を行った実績がある仕向先に対して新たに同様の自衛隊法上の武器を海外移転するときなどが挙げられている。ただし、同様の武器を２回目以降移転する場合も、特に慎重な検討が必要な場合には、国家安全保障会議で審議される⁵²。

このほか、運用指針では、経済産業大臣は、防衛装備の海外移転の許可状況（第三国移転等に係る事前同意を含む。）につき、年次報告書を作成し、国家安全保障会議において報告の上、公表することとなっている。国家安全保障会議で審議された案件については、従来個別に例外化措置を講じてきた場合に比べて透明性に欠けることのないよう留意して、情報の公開を図るとされ、2014年度以降の案件で以下の11件が公表されている。

図表10 防衛装備の海外移転審議・確認案件（国家安全保障会議審議・確認案件）

年月日	案 件	仕向先	備考
2014. 7. 17	ペトリオットPAC-2の部品（シーカージャイロ）の米国への移転について	米国	
2014. 7. 17	英国と共同研究のためのシーカーに関する技術情報の移転について	英国	
2015. 5. 18	豪州との潜水艦の共同開発・生産の実現可能性の調査のための技術情報の移転について	豪州	
2015. 7. 23	イージス・システムに係るソフトウェア及び部品等の米国への移転について	米国	
2015. 11. 26	豪州将来潜水艦の共同開発・生産を我が国が実施することになった場合の構成部品等の豪州への移転について	豪州	受注できず
2016. 8. 31	TC-90等のフィリピンへの移転について	フィリピン	
2017. 12. 18	F100エンジン部品の米国への移転について	米国	
2018. 3. 8	警戒管制レーダー等のタイへの移転に係る審議について	タイ	受注できず
2022. 3. 8	防弾チョッキのウクライナへの移転に係る審議について	ウクライナ	
2023. 12. 22	ペトリオット・ミサイルの米国への移転に係る審議について	米国	
2024. 11. 27	豪州次期汎用フリゲートの共同開発・生産を我が国が実施することとなった場合の令和6年度型護衛艦の移転について	豪州	受注

（出所）防衛装備の海外移転の許可の状況に関する年次報告書（2026年4月）を基に筆者作成

（ふじかわ たかあき）

you/jimu/pdf/r80421_boueigaiyo.pdf>3枚目参照。国連憲章第51条に基づく、国連憲章で認められた自衛権行使に、我が国から移転した防衛装備が用いられる場合は、国連憲章の目的及び原則等に適合する場合に当たり得るとする政府の考え方が示唆されているのではないかと。

⁵² 『令和7年版防衛白書』480頁